

○運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則

昭和47年3月6日
公安委員会規則第3号

運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習等の実施に関する規則を次のように定める。

運転免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施に関する規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)の規定に基づき、運転免許証(以下「免許証」という。)の更新を受けようとする者、特定失効者(法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。)又は特定取消処分者(法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。)に対する講習(以下「講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習の内容)

第2条 講習は、交通事情の変化、交通事故の傾向、安全運転の知識又は技能、法令及びその改正点などを具体的に行い、受講者が法令の遵守、事故防止についての自覚を促進するよう実施しなければならない。

(講習の方法)

第3条 講習は、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習に区分し、次の方法により行うものとする。

- (1) 優良運転者講習 講習時間は30分とし、学科講習及びDVD等による視聴覚講習を行う。
- (2) 一般運転者講習 講習時間は1時間とし、学科講習、DVD等による視聴覚講習及び運転適性についての診断と指導を行う。
- (3) 違反運転者講習及び初回更新者講習 講習時間は2時間とし、学科講習、DVD等による視聴覚講習及び運転適性についての診断と指導を行う。ただし、技能講習を行う場合は、学科講習及びDVD等による視聴覚講習を1時間、技能講習を1時間行う。

(講習の指定)

第4条 交通部免許管理課長(以下「免許管理課長」という。)は、毎月5日までに翌月における鹿児島県交通安全教育センター(以下「教育センター」という。)並びに警察署及び幹部派出所(以下「警察署等」という。)ごとの講習日時を定めて、警察署長及び幹部派出所長(以下「警察署長等」という。)に通知するものとする。

- 2 免許管理課長は、免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者(以下「免許証の更新を受けようとする者等」という。)が免許管理課に講習の受講申請をしたときは、原則として申請をした日に講習を受けるよう指定するものとする。
- 3 警察署長等は、免許証の更新を受けようとする者等が警察署等に講習の受講申請をしたときは、講習の日時及び場所を指定するものとする。

(講習施設)

第5条 講習は、教育センター、警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設を使用して行うものとする。

(講習指導員)

第6条 講習における指導に従事する者(以下「講習指導員」という。)は、次の各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 現に自動車の運転免許(大型特殊免許、小型特殊免許及び仮運転免許を除く。)を有し、運転の経験が3年以上であること。
- (3) 道路交通に関する法令の内容を理解し、指導能力を有すること。
- (4) 第3条第3号ただし書に規定する技能講習に従事する講習指導員にあつては、前各号に該当するほか自動車及び原動機付自転車の構造並びに取扱方法に関する知識及び技能を有すること。

(受講証明)

第7条 講習の終了証明は、原則として受講者に対して、更新免許証又は新規免許証の交付をもって代えるものとする。ただし、事務処理上必要な事由がある場合は、受講者に対し、免許証の裏面備考欄に「優良運転者講習済」、「一般運転者講習済」、「違反運転者講習済」又は「初回更新者講習済」の印を押印して講習の証明を行うことができる。

(講習の委託)

第8条 法第108条の2第3項の規定に基づき講習を委託する場合は、次に掲げる要件を満たす法人その他の者に委託して行うものとする。

- (1) 第6条に規定する講習指導員が講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
 - (2) 講習を行うために必要な建物、コース、講習車両、運転適性検査器材その他の設備を調達できること。
 - (3) 講習を確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 2 講習の委託を行うに当たっては、次に掲げる条件その他の条件を付して行うものとする。
- (1) 法、施行規則、運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)及びこの規則に従って実施すること。
 - (2) 講習の実施に関しては、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の指導監督に従うこと。
- (講習の委託の解除)

第9条 講習が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに講習の委託を解除することができる。
(指導監督)

第10条 公安委員会は、講習の内容及び方法の確認に努め、講習が適正に行われるように講習の委託を受けた者(以下「受託者」という。)を指導しなければならない。

- 2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は講習の状況を調査することができる。
(講習の通知)

第11条 講習を委託する場合において、第4条第1項の規定により講習日時を定めたときは、警察署長等にあわせて受託者に通知するものとする。

(公安委員会への報告)

第12条 受託者は、次の各号に該当する事案があったときは、その状況を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 月ごとの講習結果を取りまとめたとき。(この場合、翌月5日必着とする。)
- (2) 講習指導員が運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたとき。
- (3) 講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたとき。

(規則の実施に関する細目)

第13条 この規則の実施について、必要な事項は警察本部長が定める。

付 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年9月30日公安委員会規則第9号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成3年12月27日公安委員会規則第20号)

この規則は、平成4年1月30日から施行する。

附 則(平成11年3月30日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月28日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成14年5月31日公安委員会規則第12号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日公安委員会規則第23号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月10日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(令和元年5月28日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。